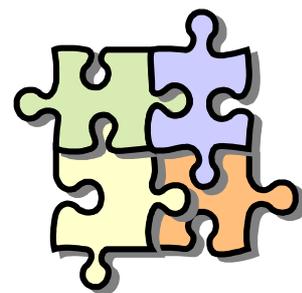


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第10回会議資料

日時：平成15年8月14日（木）午後1時30分から

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第10回会議次第

日時：平成15年8月14日（木）13：30～

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 継続協議事項

協議第10号 地方税の取扱い（その1）について

協議第15号 地方税の取扱い（その2）について

協議第28号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第29号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）について

協議第30号 各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて

(2) 新規協議事項

協議第32号 各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

協議第34号 各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

協議第36号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その2）について

協議第37号 各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）について

4 その他

(1) 第11回会議の開催日時について

5 閉会

協議第10号(継続協議)

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

地方税の取扱い(その1)について
2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。

付属資料(その1)P.1~10参照

協議第 15 号 (継続協議)

地方税の取扱い (その 2) について

地方税の取扱い (その 2) について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

地方税の取扱い (その 2) について
1 入湯税については、東予市、小松町の例による。
2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。

付属資料 (その 1) P . 11 ~ 14 参照

協議第 28 号（継続協議）

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

一般職の職員の身分の取扱いについて
西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。
職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保障したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。

付属資料（その 1）P. 15～19 参照

協議第 29 号（継続協議）

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求めらる。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について	
1	防災会議及び地域防災計画 防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。
2	水防協議会及び水防計画 水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。
3	防災行政無線 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。

付属資料（その 1）P. 20～24 参照

協議第30号（継続協議）

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて
人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。

附属資料（その1）P.25～29参照

協議第32号

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

国民健康保険税

- 1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。
- 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

保健・医療費助成事業

- 1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
 - (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。
 - (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

- (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
- (4) 短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。
- 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。

保健貸付事業

- 1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。
- 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

出産、葬祭に関する任意給付事業

- 1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

協議第 3 3 号

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 8 月 1 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて
介護保険事業計画 介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。
介護保険運営協議会 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。
介護認定調査、介護認定審査会 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。
保険給付 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

<p>各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて</p>
<p>介護保険料の賦課徴収</p> <ol style="list-style-type: none">1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
<p>低所得者対策（介護保険料軽減措置）</p> <p>低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>

付属資料（その1）P．36～44参照

協議第34号

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて
<p>1 高齢者福祉</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。</p> <p>(2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。</p> <p>(5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。</p> <p>(6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

- (8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 2 障害者福祉
- (1) 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。
- (2) 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。
- (3) 重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。
- (4) 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (5) 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。
- (6) 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。
- 3 児童福祉
- (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。
- (2) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (3) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。
- 4 母子福祉
- (1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。
- 5 その他福祉
- (1) 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。
- (2) 災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。
- (3) 戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならい合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。

協議第35号

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて
<p>1 健康教育（母子保健）</p> <p>（1）母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>（2）離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>2 健康診査（母子保健）</p> <p>（1）妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。</p> <p>（2）乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>（3）乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>（4）1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p>

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

3 健康相談（母子保健）

乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。

4 健康教育（老成人保健）

- (1) 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。
- (2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

5 健康診査（老成人保健）

健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

6 健康相談（老成人保健）

- (1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。
- (2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。

7 予防接種

予防接種については、西条市の例により調整する。

8 保健センターの管理運営

現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。

9 中川診療所

中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 3 6 号

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求めらる。

平成 1 5 年 8 月 1 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について

消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。

西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。

団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。

団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

付属資料（その 3）P. 1 ~ 2 参照

協議第 37 号

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について
市立小中学校の通学区域 市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
奨学金貸付事業 奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。
国際理解教育事業（海外派遣事業） 国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。
学校給食の実施 1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）について

- 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

幼稚園管理運営

- 1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。
- 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。

就園援助

就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

市指定文化財

市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

文化祭

文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。

各種スポーツ大会

各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。

4 その他

(1) 第11回会議の開催日時について

日 時：平成15年9月26日(金)午後1時30分から
場 所：丹原町文化会館 小ホール